

半田市新居町7丁目地内駐車場貸出しについて

1. 貸出し概要

(1) 所在地

半田市新居町7丁目147番の一部

(2) 用途等

駐車場又は駐輪場（砕石舗装）

1区画当たり12.5㎡（幅2.5m×長さ5m）

※駐車場の空き状況は、下記までお問い合わせください。

※貸出し区画は、先着順に決定しますので、ご了承ください。

※駐車する車両は、原則、1区画に収まる寸法のものに限ります。

（1区画を超える寸法の車両の場合は、半田市土木課に事前にご相談ください。）

※駐輪場として利用する場合、1区画に複数台、駐輪することも可能としますが、隣接区画に支障が出ないよう自転車の転倒防止対策をしていただきます。

(3) 期間

許可の日から令和8年6月30日まで（最大）

※月単位など短期的な貸出しにも対応できますので、お気軽にご相談ください。

(4) 料金（道路占用料）

1区画当たり月額4,000円

2. 貸出し手続き（道路占用許可申請）

(1) 提出書類

| 様式 | 留意事項 |
|---------------------------------------|---|
| 道路占用許可申請書 | 占用物件の数量（区画）等の必要事項をご記入ください。 |
| 役員名簿(法人)【様式1-1】 又は申請者名簿(個人)【様式1-2】 | 法人の場合は【様式1-1】、個人の場合は【様式1-2】に必要事項をご記入ください。 |
| 暴力団排除に関する誓約書 【様式2】 | 誓約書の内容をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。 ※【様式1-1】又は【様式1-2】に記載の個人情報を警察署に提供し、照会を行います。 |
| 同意書【様式3】 | 申請資格の確認において、次の情報に関係部署に照会することに同意いただいたうえで、必要事項をご記入ください。 ・申請者（法人又は個人）の半田市税等の未納の有無（半田市に納税義務がある場合に限る） |

(2) 提出書類の受付

随時、受付中です。 ※先着順

(3) 提出先・お問い合わせ先

〒475-8666 愛知県半田市東洋町2-1 半田市役所3階

半田市建設部土木課 管理担当

電話：0569-84-0667（直通）

メールアドレス：doboku@city.handa.lg.jp

(4) 提出方法

窓口への持参、郵送、電子メールで送信

3. 貸出し対象者資格

- (1) 貸出し対象者（法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
- ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
 - ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
 - ③ 次に掲げる半田市税等が未納でないこと（半田市に納税義務がある場合に限る）
法人の場合：法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税
個人の場合：市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
 - ④ 道路法第7条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
 - ⑤ 道路法第7条第3項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
 - ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ⑦ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ⑨ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ⑩ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑪ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認めるとき

4. 駐車場の使用許可（道路占用許可）

- (1) 道路占用許可の条件
- ア 用途は駐車場又は駐輪場に限定すること。
 - イ 認定有効期間終了後は土地を原形復旧して市の検査を受け、返却すること。
ただし、返却時に市と協議し、市が原形復旧を免除する場合はこの限りでない。
 - ウ 使用している工作物、物件又は施設を常時良好な状態に維持管理すること。
 - エ 使用者は、住所、氏名、名称を変更したときは、速やかに承継届を半田市に提出すること。
 - オ 以下のことが確認された場合、この許可の条項を変更し若しくは許可を取り消し、又は使用物件の移転、改築、除去若しくは必要な設備をすることを命ずることがある。ただし、これに要する一切の費用は使用者の負担とする。

- ①道路法その他関係法令の規定又はこの許可条件に違反し、半田市の指示若しくは命令に従わないとき
 - ②詐欺の手段をもってこの許可を得たとき
 - ③公益上その他市長が必要と認めるとき
 - ④占有することによって他に障害を及ぼし若しくはそのおそれがあると認められたとき又は許可若しくは承認後に起こった事実により必要を生じたとき
 - ⑤占有料を指定期限に納めないとき
- カ 半田市は使用者が、道路法その他関係法令の規定又はこの許可条件及び市長の指示、命令する事項を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行することがある。ただし、これに要する一切の費用は使用者の負担とする。
- キ この使用に起因して第三者又は駐車場付帯設備に損害を与えた場合には、使用者の負担においてその損害を回復すること。
- ク なお、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。ただし、この場合、当該許可の取り消しによって生じる損害については補償いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) 道路占有許可（駐車場区画数・期間）の変更・廃止

変更・廃止の3か月前までに半田市土木課にて手続きを行ってください。

(3) 道路占有料の額及び支払方法

- ① 占有料の額 = 1区画当たり月額4,000円×占有許可の期間（月数）×占有許可区画数となります。
なお、占有許可の期間に一月未満の端数があるときは日割計算します（100円未満切り上げ）。
- ② 占有料は、年度毎に半田市が発行する納入通知書により指定の期日までに納付いただきます。一括払い又は年4回の分割払い（4月・7月・10月・1月）のいずれかをご選択いただきます。
- ③ 指定された期日までに占有料が納付されない場合には、道路法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があります。